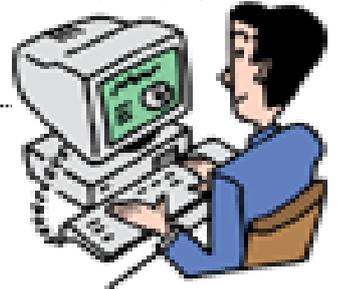


事後審査型条件付一般競争入札のご案内

● 解 説

これまでも大規模工事などについては、入札手続きの公平性、透明性及び競争性の確保の観点から条件付一般競争入札を行ってきたところですが、平成13年度以降実施してきた「公募型指名競争入札」から一般競争入札にシフトするために入札手続きの簡素・省力化と入札参加者の負担軽減を図るため、平成19年度から「事後審査型条件付一般競争入札」を導入します。

この事後審査型は、入札後に入札参加申請者の資格審査を行うものであり、この場合の審査は当該入札の最低価格者のみの資格審査を行い、適格であればその者を落札者と決定し、仮にその者が資格要件に不適格であれば入札を無効とし、次順位者の資格審査を同様に行うものです。



事後審査型条件付一般競争入札の事務処理の流れは、次の通りです。

凡例：●／発注者、○／受注者

入札公告

- 市の入札閲覧室に掲示、市のホームページに登載、業界紙に記事依頼



標準／1日（処理日数「土・日含む」）

申請書等の入手

- 申請書等を契約課窓口で受領するか、市のホームページからダウンロードする。



標準／5日

設計図書の閲覧・質疑書の提出

- 閲覧図書の閲覧開始（場所／市の入札閲覧室、有償頒布）
- 閲覧図書に対する質疑の提出（様式1）



標準／7日

入札参加申請書の提出

- 最終受付日までに持参提出（様式3から様式7、但し様式6・7はJVのみ）



標準／3日

質疑に対する回答

- 質疑者に回答するとともに、その回答書を入札前日まで入札閲覧室にて供覧に付す。（様式2）



標準／1日

入札・開札・落札候補者の保留

- 競争入札心得及び低入札価格調査制度により無効入札又は契約が履行されないおそれがあると認められる額で入札した者を除いて予定価格の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を「落札候補者」として保留する。

標準／1日

落札候補者の資格 審査

標準／1日

落札決定

標準／7日



契約締結

- 保留した落札候補者に対し、競争入札参加資格を有しているかどうかを確認する。

参加資格が認められなかった者は、市長が定める日までに説明を求めることができる。

- 資格審査を行ない、適格である者を落札者とする。

- 履行保証契約の期間を考慮し、落札決定後一週間以内（土・日含む）に締結する。



その他不明な点は、契約課までお問い合わせください。TEL 0123-33-3131 内線 2251